



Title	近世イングランドにおける外国人の法的地位：一六世紀の事例を中心に
Author(s)	中川, 順子
Citation	待兼山論叢. 史学篇. 2000, 34, p. 1-24
Version Type	VoR
URL	https://hdl.handle.net/11094/48083
rights	
Note	

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

The University of Osaka

近世イングランドにおける外国人の法的地位

—一六世紀の事例を中心にして—

中川順子

一はじめに

近世のイングランドに多くの外国人が存在したことは、これまでの研究が示すところである。彼らが社会や経済に与えた影響についても明らかにされてきた。現在、外国人が当時のイングランド社会に同化したのか否か、イングランド社会は外国人をいかにして取り込んでいったのかという問題への関心が高まっている。⁽¹⁾このことは、イングランドあるいはイギリスにおけるナショナル・アイデンティティや国民形成をめぐる議論の活発化とも無関係ではないであろう。

外国人の社会受容の問題を考えるうえで、重要な論点のひとつとして、外国人が獲得できた法的地位の問題を指摘できるであろう。感情や心理面においてはともかく、法的な手段によって、外国人はイングランド人となることとが可能であった。その地位とは、すなわち、帰化 (naturalization) であり国籍付与 (denization) であった。⁽²⁾

イングランド（イギリス）における外国人の帰化問題については、第二次大戦以降、移民法研究の分野で、C・パリイやM・J・ジョーンズの研究をはじめとして、豊富な蓄積がある。また、一七世紀の帰化制度の問題については、我が国においても柳井健一氏が憲法学の立場から検討している。いずれの研究も、移民法史上あるいは国籍法史上、一七世紀を、国籍概念が体系的に明確化された重要な時期として評価している。⁽³⁾しかし、これまでの研究が近世を前史として処理し、制度や概念のみを問題として扱っている点は否めない。近世の帰化や国籍付与に関して、それを当時の社会事情に照らし、実態とともにその意味を考察しているとは言いがたいのである。もつとも、法制度が議論されている以上、考察の範囲に制約はある。

一方、外国人研究の立場からも、外国人の帰化について研究がなされてきた。D・スタッフは、一般帰化法成立とそれをめぐる議論（移民導入論の贊否）との関連から、一七世紀後半に帰化あるいは国籍付与を取得した外国人の人数について分析している。⁽⁴⁾しかし、一六世紀に法的地位を獲得した外国人に関しては、十分に、検討されてこなかつた。

そこで、本稿では、近世——主として一六世紀——における外国人の法的地位と、それを獲得した外国人が、どのような者たちであったのかということについて、具体的に示すことを目的とする。まず、近世における、帰化と国籍付与について、その内容や違い、変化について整理する。ついで、法的地位を取得した外国人について、史料分析を通じて考察する。

史料として主に使用するものは、『イングランドにおける外国人のための国籍付与証ならびに帰化法 (Letters of Naturalization and Acts of Naturalization for Aliens in England)』（以下、「国籍付与証ならびに帰化法」と略す）であ

近世イングランドにおける外国人の法的地位

る。これは、イングランドにおける帰化や国籍付与について記録された様々な史料をもとに、編纂された刊行史料である。一五〇九年から一八〇〇年までの記録が三巻にわけて収録されており、捕足版が一巻加えられている。当該時期の帰化や国籍付与取得者情報を得ようとするとならば、この史料は基本となる重要な史料である。本章では、W・ペイジによつて編纂された一五〇九年から一六〇三年までの記録が収録された巻を中心に分析を進める。

しかし、時期によつては、記載情報が減少している、議会から出された帰化法が一部欠落しているなどの問題点や限界点もあることも留意しておかねばならない。そこで、帰化法については、別史料でも確認した。また、一六世紀後半については、『外国人調査報告書 (Returns)』を利用することとした。『外国人調査報告書』は、一六世紀に外国人が大陸からイングランドに流入してきたことをうけ、ロンドンの外国人を調査したいくつかの記録をもとに編纂されたものである。したがつて、『外国人調査報告書』については、情報の収集範囲がロンドンについてのみという制限がある。それでも、当時のロンドンは、イングランドでもっとも外国人居住者が多い場所であつたという事実を考えるならば、『外国人調査報告書』から得られる情報の意義は小さくないであろう。⁽⁵⁾

法的地位とそれを享受した外国人に関する情報を検討することによつて、最終的には、帰化や国籍付与の取得が外国人にとつてどのような意味をもつっていたのか、それがイングランド社会にとつてどのような影響を与えたかについて、なんらかの論点を提示したいと考えている。

二 近世イングランドにおける帰化と国籍付与

（一） イングランド人の定義

コモン・ローにおいて、イングランド人を規定するものは、国王の臣民であるか否かであった。この原則は一九四八年の国籍法まで維持された。国王の臣民とは、生まれながらの臣民 (*natural born subject*)' すなわちイングランド国王が支配する領域内において、出生した者であつた。あるいは国王に忠誠を誓う者であつた。国王の支配領域に出生した者は、自動的に国王に忠誠を誓うこととなり、それに対する義務を負うことになった。出生地主義と国王への忠誠の有無が、イングランド人であることを規定する要因であつた。一方、外国人とはイングランド国王の支配領域以外で出生した者を意味した。⁽⁶⁾ この原則から言えば、イングランドで生まれた外国人の子供は、法的にはイングランド人であつた。エリザベス一世時代に、その原則を変え、外国人の子供をイングランド人として認めるべきではない、との議論がなされるが、議会で可決されなかつた。⁽⁷⁾

コモン・ロー以来のいわゆる「国籍」に関する問題が、体系的に確立される契機となつたのが、一七世紀初頭に行なわれたカルヴィン訴訟（事件）という仮装訴訟の場であつた。その背景として、一六〇三年に死去したエリザベス一世の後を継いでスコットランド王ジェイムズ六世がジェイムズ一世として即位したことに伴い、イングランドとスコットランドとの同君連合が成立したことが挙げられる。二つの王国が一人の君主の統治下に入ることとなり、両王国の臣民の法的地位が問題となつたのである。コモン・ローの原則から言えば、ジェイムズ一世の即位後に出生したスコットランド人は、イングランドにおいて、イングランド人と同等の権利を有することとなる。しかし、イングランド議会の下院は、このことを認めようとしなかつた。そこで、国王は一六〇九年に仮装訴訟を提起し、この問題に解決を図ろうとしたのである。

要旨を説明すれば、次のようになる。ジェイムズ一世即位後の一六〇六年にスコットランドに出生したカルヴィ

ンは、イングランドにおいて外国人か否か。イングランド内の土地について権利を主張し、訴訟を起こすことが可能か否かということが議論された。判決は、ジェイムズ一世の即位後に出生したスコットランド人はイングランドにおいて外国人ではない、というものであった。⁽⁸⁾ ジェイムズ一世即位以前にスコットランドで出生したスコットランド人は、イングランドでは外国人であった。

(二) 帰化と国籍付与——その内容と変遷

中世以来、外国人は、裁判においてイングランド人が被告人の場合陪審員になれない、土地所有とその相続を認められない、課税額が高いなど、さまざまな制限や不利益を被つていた。外国人でも、友好外国人と敵性外国人とに分けられ、友好外国人については、一六世紀の終わりまでにいくつかの権利が認められるようになつた。友好外国人に対しても、合法的手段によって財産、動産を取得し、保有できるようになつたのである。また、それらに関する訴訟も可能であった。しかし、自らの居住に必要な家屋以外の不動産を取得することはできなかつた。さらに、不動産に関する訴訟は不可能であった。近世イングランドにおいて、外国人が不利であった点は、イングランド人より税金が高いことであった。扱う物品や時期にもよるが、たいていの外国人はイングランド人の二倍相当額の関税を課税をされたうえ、特別税の徴収にも応じなければならず、課税対象となるだけの資産がない場合は、人頭税でもつて納税することを求められた。不動産の相続に関しても、制限があつた。寡婦産や鰥夫産の管理人としての利益を得ることもできなかつた。政治的な権利も認められなかつた。外国人がこれらの不利益を克服しようとするならば、国籍付与か帰化を取得しなければならなかつたのである。⁽⁹⁾

それでは、国籍付与か帰化を取得しなければならなかつたのである。

つた。一三世紀後半から、国籍付与は、外国人に臣民の地位を与える手段として、実施された。⁽¹¹⁾臣民といつても、実際は外国人とイングランド人の中間的立場に留まっていた。したがって、生まれながらのイングランド人と同じ権利を享受することはできなかつた。ただし、先に述べたことは一七世紀に明確になつてくることで、一六世紀の終わりまでは、どのような形で発行されるかの違いだけがあるだけで、外国人に対する帰化と国籍付与の間には、明確な区別はほとんどなかつたのが実情のようである。W・ショウによれば、国籍付与の目的は、取得者をイングランド人⁽¹²⁾にすることであつた。一五〇九年に国籍の付与を受けたアンソニー・キャバラリーの開封勅許状においては、土地の購入や所有も相続も認められていた。一五七六年のピータ・ジャクソンの開封勅許状についても、同様だが、違う点は、税率が外国人と同じというところであつた。⁽¹³⁾どのような権利と義務を与えるかは王権に委ねられていたのであつた。

基本的な手続きとしては、請願書を提出し、それが受理されると、事務処理を経て開封勅許状簿に記録され、付与となつた。請願から付与までの期間については、数日から数か月までとさまざまであつた。また国籍付与取得にかかる経費としては、一五八二年の例では、合計で二ポンド一二シリング四ペニスであつた。しかし、これは固定的なものではなく、料金の一部を免除される者や、経費の一部がその額をかえることもあり、変動的なものであつた。基本的には国王が国籍の付与を行うこととなつてゐるが、役人に付与権が与えられることがあつた。⁽¹⁴⁾

一七世紀において、国籍付与が、後述する帰化と異なつていていた点は、不動産の法廷相続権がなかつたことである。土地の購入は可能であつたが、その相続には制限があつた。国籍付与を得た人物自身は、不動産を相続することは不可能であつたが、国籍付与を得た後に生まれた子供に対しては父親の財産の相続が認められた。ただし、国籍付

与を得た時点からしか効力をもたず、過去に遡つてそれが実行されることはなかつた。国籍付与を取得する以前に出生した子供については、相続が認められなかつたのである。相続が認められたのは自分の子供に對してだけであつた。また、国籍付与取得者には、外国人と同様に政治的権利は与えられなかつた。公職につけるか否かについては、必ずしも禁止されているわけではなかつた。實際、都市役人やコンスタブルの職に就いた者はいるようである。⁽¹⁵⁾ さらに、国籍付与に関しては、それを付与する際に、条件を課すことが可能であつた。そうであるから、そのときどきによつて、国籍付与取得者が享受できる権利に差異が生じることになつた。課された条件に従わなかつた場合は、国籍付与の取り消しが可能であつた。中世において、国籍付与取得者に對しては、イングランド人同様の税率が許容されていた。しかし、一四八五年、国籍付与の外国人に對しても、外国人同様の税率が課せられた (1 Hen. VII, c. 2)。⁽¹⁶⁾ シンリ八世時代になつて、たびたび国籍付与を取得した外国人に二倍の税金を支払うようにとの法令が出来てゐる (11 Hen. VIII, c. 14, 22 Hen. VIII, c. 16)。国籍付与取得者が外国人同様の税率を強要された理由とは、いかなるものであったのか。外国人商人はイングランド人の二倍の関税を支払つていたが、国籍付与を取得すればその関税はイングランド人と同率になつた。それはすなわち、王権の関税収入が半分になることを意味していた。外国人商人に良い待遇を与えることでイングランドの商業の発展を促進したいが、戦費の調達などのためには、関税収入の減額は望ましくないといふ王権側の思惑によつて、国籍付与取得者であつても、外国人と同じ税金を支払うようになつたと考えられている。結局のところ、国籍付与は、王権にとつて、外国人に権利を与える一方で、その見返りとして、彼らからさまざまな利益と税収を確保しつつ、追加条項や布告によつて、彼らをコントロールする役割を有していたのではないであろうか。

つぎに、帰化についてみることにする。⁽¹⁷⁾ 帰化するということは、生まれながらのイングランド人と同等の権利を有することを意味した。課税もイングランド人と同等であつたし、相続などについても障壁はなかつた。しかも、国籍付与とは異なり、帰化はそれを取得する以前にさかのぼつて執行される効力を有していたので、帰化を取得する以前に生まれた子供についても相続が認められた。しかし、先に述べたように、帰化が国籍付与とその違いを明確化させるのは一七世紀以降である。

パリイによれば、最初の帰化が認可されたのは一二九〇年であり、このときは王によつて与えられた。⁽¹⁸⁾ しかし、一般には帰化が与えられるのは議会による議会制定法によつてであつた。一五世紀においては、まず国王が勅許状を付与し、議会がそれを個別法として追認するという形式がとられていた。いわゆる「帰化」という言葉が使用されるようになつたのは、一五八一年からであるが、実際のところその内実は、国籍付与であつた。ショウは、このことを両者に明確な区別がまだなかつたからであると指摘している。⁽¹⁹⁾ 帰化を取得するためには、議会に請願書を提出しなければならなかつた。両院での三度の読会と審議のあと可決されれば、個別法として発布された。

帰化に取得にかかる費用は、六三ポンド（ただし一八世紀初頭）程度であつた。取得までにかかる日数は、さまざままで、数日から数週間、ときには數か月かかることもあつた。一六世紀に、帰化を取得した者は、たいていの場合、イングランド人の親をもつ（母親が外国人とぶつともあつた）海外生まれの子供であつた。そのような子供たちの親は、商人か軍人として大陸に赴いていた。⁽²⁰⁾

一七世紀から一八世紀にかけて、帰化法は変化していく。まず、ジェイムズ一世のころに、帰化する外国人にも忠誠と至上権承認の宣誓を求めた（7 Ja I, c. 2）。一七世紀後半には、移民導入論を背景に、一般帰化法（手続きを

簡略化し、費用も安価にすることで取得を容易にすることが目指された) の成立をめぐつて議論が行われ、それは一七〇八年に成立をみることとなつた (7 Ann, c. 5)。その間、一六七七年には、共和政時代、大陸へ亡命していたときに出生した子供への帰化法が議会で可決されている (29 Cha II., c. 6)。イングランド人と同じ義務と権利を与えるはずであった帰化であるが、外国出身の王に隨行した外国人が、政治の場で勢力をを持つことに危機感をもつたイングランド議会は、王位繼承法 (一七〇〇年) でもつて、帰化した外国人を議会や枢密院から排除した。生まれながらのイングランド人と帰化によつてイングランド人になつた者との区分が生じたのである。⁽²¹⁾

三 一六世紀に帰化ならびに国籍付与を取得した外国人

帰化あるいは国籍付与を取得したのはどのような外国人であったのか。ついで、そのことについて、史料から具体的に明らかにする。そこでまず、一六世紀イングランドに定住していた外国人について概観してみる。イタリア人商人をはじめとして、ハンザ商人など、中世からイングランドには外国人が往来していた。一四九〇年代のロンドンには約八〇人のハンザ商人がいたとされている。裕福な外国人商人以外にも、イングランドにはネーデル蘭トを中心に大陸から、皮革業や毛織物業などさまざまな職種の熟練職人がきていた。⁽²²⁾

一六世紀半ば以降、大陸での宗教戦争開始とともに、外国人が大挙してイングランドに逃れてくるようになつた。多い年で一年に一八〇〇人の外国人が、海を越えてきたのである。彼らはロンドンやイングランド南東部の都市に定住した。一六世紀の後半を通じて、ロンドンでは平均五〇〇人の外国人がいたとされている。外国人の出身地域は、ネーデル蘭トが多く、ついでフランスであった。彼らの多くは、オランダ人教会やフランス人教会に

属し、外国人教会を中心に共同体を形成していた。職業についていえば、服飾や仕立、毛織物とその関連業に従事する者が圧倒的多数で、ついで商人となっている。一般に、宗教迫害を逃れてきた外国人が多いといわれるが、最近の研究では、経済的理由すなわちビジネス・チャンスを求めてロンドンに移住した者も少なくなかつたことが明らかにされている。技術をもつ熟練職人もおり、彼らの技術はイングランドの経済発展に大いに貢献した。政府も彼らの技術に期待するところが大きく、外国人擁護路線をとることも多かつた。⁽²³⁾

表一は、『国籍付与証ならびに帰化法』に記載されている帰化の認可件数ならびに国籍付与を取得した外国人の人数について、取得年と出身地別に一〇〇年ごとの推移を示したものである。表二は、同じ記録を治世者の在位期間別に整理したものである。一六世紀には、約六九〇〇件の許認可が行なわれている。そのうち、一六世紀に議会が出した帰化法は、全部で一九件と言われており、国籍付与に比べれば、圧倒的にその数は少ない。しかも、その大半はイングランド人の親をもつ海外生まれの子供に対するものである。国籍付与は件数が、ときに例外はあるものの、ほぼ人数と一致する。それに対しても、帰化については、一件につき複数の人間が認可されるため、実際の取得者数は件数より多くなる。このことは、帰化の認可が増加する一七世紀において、人数の把握を困難にする原因となっている。また、『外国人調査報告書』との情報の不一致もある。したがつて、この数値は推定の域をでるものではなく、実際の取得者数は史料の数値より多いと考えられる。男女比に関していえば、一六世紀の取得者の圧倒的多数が男性で、女性は一割にも満たない。数少ない女性の取得者は、イングランド人男性の妻（貴族や王家に嫁ぐ海外出身の花嫁の場合など）、または未亡人（職をもつてゐる場合が多い）であった。そうでなければ、イングランド人の親をもつ海外生まれの娘がほとんどであった。⁽²⁴⁾

表1 16世紀における帰化認可件数・国籍付与取得者数とその出身地

取得年代	フランス	イタリア	ネーデル蘭 トならびにド イツ諸地域	スペイン	スコット ランド	不明	その他	合計
1509		1	1					2
1510-19	29	19	18	3	19	1	1	90
1520-29	21	9	43	3	11	1	2	90
1530-39	73	19	212	6	13	14	2	339
1540-49	2047	37	496	9	88	915	4	3596
1550-59	4	3	127	5	10	715	3	867
1560-69	154	11	763	6	52	1	6	993
1570-79	109	6	485	1	48	10	4	663
1580-89	25	3	131	0	23	1	2	185
1590-99	1	0	50	1	8	5	3	68
1600-03	2		5			1		8
合計	2465	108	2331	34	272	1664	27	6901

H. S. Q., Vol. 8, pp. lii- liii, 1-207より作成。

表2

取得年代	フランス	イタリア	ネーデル蘭 トならびにド イツ諸地域	スペイン	スコット ランド	不明	その他	合計
1509-47	2160	83	705	20	123	928	9	4028
1548-53	14	2	154	2	14	701	1	888
1554-57	0	1	17	2	2	0	1	23
1558-1603	291	22	1455	10	133	35	16	1962
合計	2465	108	2331	34	272	1664	27	6901

H. S. Q., Vol. 8, pp. lii- liii, 1-207より作成。

帰化について…ヘンリ8世時代には4件、エドワード6世時代には2件、メアリ時代には1件エリザベス1世時代には12件。H. S. Q., Vol. 18, p. vi.

表一によれば、一五四〇年代にもつとも認可数が多いことが指摘できよう。これは、一五四四年に全国で二九五五件もの国籍付与が出されたためであつた（一五四一年のロンドンの外国人人は約二五〇〇人程度であつたといわ
れてはいる⁽²⁵⁾）。それは、対仏関係の悪化に伴い、国籍付与を得ない外国人は二〇日以内に国外に退去せよという布告が
出されたことによる。フランス出身者が一八六一人（うち約半数がノルマンディ出身者である）を占めている。当
時のイングランド（とりわけ南西部）に在住していたフランス人の多さと、フランスの対岸地域とイングランドと
の交流をうかがい知ることができる。このときの取得者の多くは、イングランドでの滞在期間が一〇年以上（一
〇一四〇年のものが多数）で、妻子もち、配偶者がイングランド人という事情をもつ者たちであつた。推測するに、
彼らは、イングランドでの生活が成立しているため、なれば仕方なく国籍付与を取得したと考えられる。また、高
齢者や身体的に海外への渡航が難しい身障者、若年者については、強制退去の対象外とされ、国籍付与が与えられ
た。そのような者たちについては許可の理由として、その事情が記されている⁽²⁶⁾。

『国籍付与証ならびに帰化法』で職業が記載されているのは、約一八六〇件である。そのうちの一三七二件が一
五四四年の取得者についてである。職種は多岐にわたるが、業種別にいえば、もつとも多いのが、レイバラーラーを含
むその他雑多な職種で、一二二パーセント、次に多いのが聖職者を含む教育・出版関連業の一九パーセント、ついで
服飾・仕立・関連業と金属・金属加工業がそれぞれ約一一パーセントとなつていて。職種別にいえば、多い順に聖職
者二〇三人、レイバラーラー一四一人、サーヴァントの一〇〇人、仕立屋八七人、水夫六二人、靴職人五二人と続く⁽²⁷⁾。
国籍付与の取得は、イングランドにおいて、取得者が単なる外国人より、資産形成のうえで、少しでも有利な生活
を送ることを意味していた。しかし、富裕層に属すとは言い難い職種の人々が取得者に多かつたことから、彼らが

祖国へ戻るだけの資金がなかつたということが暗示されている。それと同時に、一五四四年の国籍付与の性格が、特権というよりも、まさに国王が「忠誠を確認し、在留を許可する」ものであつたといえよう。

一六世紀後半にも二〇〇〇件近い国籍付与の記録があるが、その多くはエリザベス一世が即位してから二〇年の間に出来ている。その時期は、大陸から外国人が大挙して流入していた時期である。フランス出身者が多かつた一六世紀前半と比べて、後半はネーデルラントとその周辺地からの出身者が多くなっている。当時のイギリスに、これらの地域からきた者が多かつたことと、そのような彼らが特権と保護を必要とする者たちであつた可能性を示している。

一六世紀後半のロンドンにおいて、国籍付与を取得（保持）していた外国人は、『外国人調査報告書』によれば、一五六八年時点で九二一人、一五七一年の時点で約六〇〇人、一五八三年の段階で五五九人（うちいわゆるシティ居住者は二四三人）、一五九三年の時点で約二五〇人である。一五九三年については、調査地域が広域である史料によれば、ロンドンの周辺地域の人間も含めれば、取得者数は五一九人ともいわれている。ロンドンの人口は一五六年で約六七〇〇人、一五七一年で約四五〇〇人、一五八三年で四一四一人（シティ居住者は二五三七人）、一五九三年の時点で約五四〇〇人である。したがつて、ロンドン在住の外国人に占める国籍付与取得者の割合は、多いときでも約一四パーセント、少ない時には約五パーセント、それ以下であった。²⁸⁾ 一五六八年時点では、国籍付与取得者が多いう理由は、一五四〇年代に取得した人間がまだ存命だった可能性が高いからであり、一五六一年に、三三二四人の外国人教会の信徒に国籍を付与するよう、外国人教会を通じて出された請願書が認められたからであろう。I・スクルーディーは、この時点において、外国人教会は国籍付与が外国人を守るものだと認識していたと指摘してい

(29) 一五八三年の数値によれば、シティ内ではなく郊外地において、外国人全体に占める国籍付与取得者の割合は約一〇パーセントである。シティにあつては市民権がなければ、自由な経済活動はほぼ不可能である。したがつて、国籍付与は取得したが、市民権はないという外国人は郊外地のほうが、土地の確保や規制が緩やかであつたという点で、活動しやすかつたと考えられる。いずれにせよ、取得者の数は決して多いとはいえない。

一六世紀後半に、国籍付与を取得した外国人とはどのような人々であつたのか。残念ながら、一六世紀後半について、『国籍付与証ならびに帰化法』から得ることができる情報は少ない。職業の記載も、エリザベス一世時代にはいれば約一三〇件分しかなく、比較が困難な状況である。指摘できることは、職業の記載のあるものの中に、一五四四年に多数いた聖職者やレイバラーはみられないということである。もちろん、職業が記載されていない人物がいる以上、断言は避けねばならない。(30)

そこで一五九三年の外国人調査の情報をもとに、その時点での国籍付与を取得していた人物について詳しくみていくこととする。一五九三年については、三種類の外国人調査に関する記録があるが、今回はスクルーディーによって刊行されたダグデエイル文書からの史料を使用する。この文書を取り上げた理由は、調査範囲がはつきりしないものの（スクルーディーはシティとセント・マーテイン・レ・グラント特権地区と推定している）、記載されている情報が詳しく利用価値が高いからである。

前述の一五九三年の記録に登場する国籍付与取得者は約一五〇人である。ダグデエイル文書に記載されている外国人の人数は三九三〇人、戸主（筆頭者）の人数は一一九二人。国籍付与取得者は二四五人である。外国人全体に占める国籍付与取得者の割合は、六パーセントであるが、戸主に占める割合は、約二二パーセントとなる。女性の

国籍付与取得者は一八人いる。未亡人で無職の女性もいるが、メアリ・ジャメスのように未亡人であつても、世帯主となり八人の外国人使用人と通いと住みこみをあわせ二五人のイングランド人を雇い、醸造業を営む女性もいた。国籍付与取得者二四五人のうち七〇人は、ロンドンの市民権をもつていた。市民権保有者 (free denizen) を厳密に区別すれば、戸主に占める国籍付与取得者の割合は一四パーセントとなる。国籍付与取得者が必ず市民権を取得しているわけではなかつたが、市民権保有者は国籍付与取得者であると考えてよいだろう、とスクルーディーは指摘している。それをうけ今回は、市民権保有者も含めて考えることとする。⁽³¹⁾

出身地についていえば、ネーデルラントおよびドイツ諸地域が一六六名（いわゆるオランダ出身者は六三人、スペイン領ネーデルラントにあたる地域出身者が六一人）、フランス出身者が五五名、イタリア出身者が八名、スコットランド出身者が五名、不明が一一名である。当時のロンドンにいた外国人全体の出身地別に入数にはほぼ比例している。職業については、表三に示したとおりである。一五九三年の国籍付与を取得した戸主の職業では、服飾・仕立関連業、織物関連業の割合が高く、それぞれ四五人（一二七人）、四二人（三三三人）である。括弧内の数値は、外国人全体でその業種に従事する人数である（以下同様）。この二業種で国籍付与取得者の三四パーセントに相当する。また市民権保有者のほぼ半数がこれら二業種に従事している。この当時、ロンドンの外国人の多くが、この二業種に従事していたが、それは国籍付与取得者についても当てはまる。外国人には商業に従事するものが少なくないが、商業従事者一二四人中国籍付与取得者は一七人である。国籍付与を取得しても、外国人同様の関税を支払わねばならず、相続に制限がある以上、一般に富裕者が多い商人には国籍付与はそれほど魅力あるものではなかつたのかもしない。個々の職種についていえば、最も多い職種は仕立屋で一二四人（七七人）、絹織物職人が一六人（一二七人）、

表3 1593年時点で国籍付与を取得した
外国人の職業構成

業種	人数
芸術関連	3
服飾・仕立関連業	45
織物・織物関連業	42
教育関連	8
食品関連	21
皮革・皮革関連業	24
医療関連	5
金属・金属加工業	30
商業	17
建築業	17
法曹関係	0
その他	18
サーヴァント・日雇い労働者	0
不明・無職	16

H. S. Q., Vol. 57, pp. 147-221より作成。

靴職人（二四人）と商人（一〇五人）、
建具工（三一人）が二五人ずつ、金細工
師（三三人）（三七人）、醸造業者（二人（二
二人）と続く。国籍付与取得者の世帯主
はたいてい、何らかのかたちで、外国人
であれイングランド人であれ、使用人や
雇い人を雇っている。八人以上の使用人
あるいは雇い人を雇用している者は、全
部で三三人いるが、そのうち二〇人（う
ち一人は共同経営者）が国籍付与取得者

である。国籍付与取得者は、世帯（経営）規模が大きくなる傾向があるといえよう。

最後に滞在期間と所属教会についても触れておく。滞在期間については国籍付与取得者のほぼ全員に記載がある。
一五九三年時点で一〇年以上滞在していると答えてている者が、二一〇〇人以上いる。一五七一年にイングランドに来て、一五七二年に国籍付与を取得してから二一年間イングランドにいたマサイアス（マシュー）・ギルベルトのように、³²国籍付与の取得はイングランドでの長期滞在（定住）につながったと考えることが可能であろう。また、外国人はフランス人教会かオランダ人教会に属す場合が多いのであるが、国籍付与取得者の場合は、二四五人中、オランダ人教会所属者が八七名、教区教会が七五名、フランス人教会所属者が七二名、イタリア人教会所属が一名、不

明もしくは所属教会なしが一〇名となつてゐる。また外国人戸主全体で教区教会所属者は一二二六名であるが、そこに国籍付与取得者の占める割合が高いことは注目に値する。このことは、国籍付与取得者が、イングランド社会に定着している、あるいはその途上にある者たちであることを示してゐるのではないであろうか。

国籍付与者の資産について、史料間の追跡が困難であつたために、今回は十分検討できなかつた。しかし、レイ・サブシディの課税記録に、資産による査定が行われ課税対象者となつた国籍付与取得者が見受けられた。ネーデルラント出身の商人コティーン家の初代ウイリアム・コティーンもその一人であつた。彼は彼の資産に対し、一五九八年に三六ポンド一三シリング四ペニスを課税された。他の国籍付与取得者が一〇ポンド程度であることを考へると、高額である。⁽³³⁾ したがつて、彼の場合を基準に考へることはできないが、帰化が容易に認められない以上、資産形成と相続においては、国籍付与の保持もそれなりに有効であつたと思われる。

以上、二つの史料から、外国人の国籍付与取得者の存在について、人数や出身地、職業などを明らかにしてきた。国籍付与取得者集団には、滞在期間が長期化する傾向や地元の教会に所属する割合が高い、手工業従事者の割合が高いなどの傾向がみられる。イングランド社会に定住し、手工業を営む外国人にとつては、国籍付与の取得が限りはあるても有利な権利であつたようである。

一六世紀を通じて、六九〇〇人以上の外国人に、単なる外国人とは異なる地位を、イングランド政府ないし王権は与えてきた。しかし、その授与は、王権の判断に依存し、その時々の社会事情——対外戦争や大陸からの移民の流入——に影響され易いものであつたといえる。外国人人口全体からみればその数は決して多いものではなかつた。しかも、一六世紀最後の一〇年は、国籍付与の取得者数は増加しなかつた。エリザベス一世時代後半に国籍付

与の取得者数が減少した背景として、スクルーディーは、「国籍付与の意義が低下したからであろう」と推測している。⁽³⁴⁾ 帰化と国籍付与の違いが徐々に形成される過渡期に、さまざまな制約を課された国籍付与は、その魅力を減じていったとしても不思議ではない。帰化と比べれば見劣りする国籍の付与も単なる外国人の状況と比較すれば、確かに当初はさまざまな利点があった。一五二九年には国籍付与取得者に新しく店や家をもつことを許可するなど、単なる外国人より国籍付与取得者のほうが優遇されていた。しかし、徐々に友好外国人の権利が認められるようになると、その差がなくなってきた。確かに外国人には商工業を行ううえで規制が多くたが、国籍付与取得者とて、それを免れることはできなかつた。ヘンリ八世のころには、外国人に対して家屋の所有は認められていなかつたが、一六世紀の終わり頃までには、その規制は有名無実化しており、一七世紀には、家屋に限つてその所有が認められるようになつた。実際に、帰化であれ国籍付与であれ、いかにより有利な法的地位を取得しようとも、その人物に対する周囲の認識は「外国人」のままであり、外国人調査の対象であることに変わりはなかつたのである。イングランドに定住し、積極的な経済活動を行ない、財産でも築こうというのでもなければ、無理して取得するほどのものではなかつたと考えられる。

また、一方で外国人の技術は欲しいが、彼らに十分な特権を与えたくはないというイングランド政府側の思惑もあつたであろう。とりわけ、一六世紀の最後の二〇年は、不作や不況により経済的に厳しい時期であり、競争相手としての外国人に対するイングランド人の不満も噴出していた。そのことも、外国人の国籍付与取得を難しくしていだと考えられる。国籍付与の魅力の低下と、イングランド人のなかにあつた反外国人感情に配慮し外国人に有利な地位を与えることを制限したい政府側の思惑が、一致した結果と考えられる。

四 一七世紀における帰化と国籍付与

一七世紀になると帰化・国籍付与に関する事情はどのように変化するのか。一七世紀における法の変化と、イングランド社会の動きは重要な論点と思われるが、別の機会に論じることとして、ここでは一六世紀との比較のために、一七世紀の帰化・国籍付与に関する状況を概観する。⁽³⁵⁾すでに述べたように、スコットランドとの同君連合成立後のカルヴァイン訴訟を経て、外国人と臣民の地位の区別が明確にされた。出生による忠誠以外にも、後天的な忠誠の存在が認識された。

一七世紀になつて、もつとも特徴的なことは、帰化の認可数が増加している点である。一六〇三年から一七〇九年までのあいだに認可された帰化の件数は二三六件を数える。一回の帰化で複数の人間がその地位を与えられるので、実際の人数についてはよくわからない。一方、国籍付与については同時期六八八五件を数える。その数は一六世紀よりも若干少ない。そのうち、王政復古期の一六六〇年から一六八八年までのあいだに五七〇七件が付与されている。一七世紀後半には、フランスでのナントの勅令の廃止により、大勢のユグノーがフランスからイングランド渡ってきた。彼らを保護するために、王権が多数のユグノーに国籍付与を認めたためである。しかし、スタッツによれば、それを享受したのはフランス人の六人に一人であつた。⁽³⁶⁾一七世紀には、まず国籍付与を取得してから、帰化を取得するという形式がよくみられる。しかし、一七世紀の後半、再び外国人が大量に流入したころから、いきなり帰化を取得するケースも増加してくるのである。

取得者の出身地に関していえば、一七世紀の前半は、帰化に関してはスコットランド出身者が多く、国籍付与に

ついてはネーデルラント出身者が多くなっている。国籍付与に関しても同様である。いずれの地位においても、スコットランド人取得者の増加には、同君連合の成立が当然影響している。取得者の職業をみれば、彼らの多くが宮廷関係者であることからもそのことがうかがえる。国籍付与取得者に関していえば、その職種は専門職従事者や船舶関係者、奢侈品を扱う業者などが多い。帰化については生まれながらのイングランド人と同等の権利を有するところから、その数が増加したとはいっても、権利を認められた者の階層に限定がみられる。商人などにもその取得は容易ではなかつたようである。

一七世紀後半に関しては記録が簡略化することから、得られる情報は少なく、出身地や職業に関しても、不明なケースが多い。もつとも、出身地域に関しては、フランス出身者が大半であったことは想像に難くない。また、名譽革命後にはネーデルラントからウイリアム三世に随行してきたと思われる多数のネーデルラント出身者に帰化が認可された。しかし、このことは、イングランドにおけるネーデルラント勢力の拡大を恐れるイングランド側に、帰化した外国人の権利を制限しようという動きをもたらしたことは、すでに述べた。

五 結びにかえて

これまでの章において、近世における帰化・国籍付与の内容と変遷を明らかにしてきた。また、一六世紀において、その地位を享受した外国人についてもその一端が明らかになった。以上のことから、近世における外国人の法的地位とその実態がある程度具体的になつたのではないであろうか。取得者の資産の問題や一七世紀における取得者の分析の深化などの課題が残つたが、本稿の目的は概ね達せられたように思われる。

最後に考えねばならない点がある。外国人にとって、帰化や国籍付与はどのような意味があつたのであろうか。

取得者が外国人全体に占める割合は少ない。それゆえに、帰化や国籍付与が特権的地位であつたと考へることも可能であろうが、史料をみる限りではそのような痕跡はなかつた。取得者集団に一定の傾向はあつたとしても、職種の面で明確な特徴が見られたわけではなく、職業上、きわめて有利な条件などがあつたわけでもない。ただ取得にそれなりの費用が必要であつたことを考へると、比較的富裕な人・職業で定住を希望する外国人が多く含まれていたことは間違いない。もちろん「イングランド人になれる」と重要な取得動機ではないであろう。法的にイングランド臣民になつたとしても、イングランドで出生し、その意味ではイングランド臣民であつたとしても、周囲の認識はおそらく「外国人」のままであつた。法と現実の間隙は、そう簡単には埋まらなかつたのである。

結局のところ、外国人にとって重要であったのは、やはり、財産の所有とその相続だつたと考えられる。したがつて、それが何らかの手段で保証されるのであれば、外国人にとっては、帰化する、すなわちイングランド臣民になるという選択でなくとも、よかつたのかもしれない。

むしろ、帰化や国籍付与の問題は、イングランド側にとって意味があつたのではないであろうか。それらによつて、イングランド社会にとって有益な外国人を取り込むという側面は確かにあつたであろう。また、帰化や国籍の付与によって、イングランド人と同等、あるいはそれに近いような権利と義務を、外国人に認めることは、その数が少ない限り、自らの寛大さを示し、優越感にひたるには有効であつたはずである。しかし、「生まれながらのイングランド人」と同じ権利を享受する外国人が増加し始めたとき、イングランド人は自らの権利が脅かされていると感じたのではないか。帰化や国籍付与の問題は、イングランド人に自らのアイデンティティを想起させた点で、重

要であつたと考へられるのである。したがつて、一七世紀の帰化事情と一般帰化法成立の議論を取り上げ、この問題を解明するにむかふ今後の課題としたる。

註

- (一) A. Pettigree, "Thirty years on": Progress towards integration amongst the immigrant population of Elizabethan London', in J. Chartres and D. Hey (eds.), *English rural society, 1500-1800*, Cambridge U. P., 1990.
- (二) denization は今や「国籍概念」を用ひたが、適切な訳語を検討中である。
- (三) C. Parry, *British Nationality*, London, 1951. J. M. Jones, *British Nationality Law*, Oxford, 1956 (first ed. 1947).
- A. Dummett and A. Nicol, *Subjects, Citizens, Aliens and Others*, London, 1990. W. Holdsworth, *A History of English Law*, Vol. 9, London, 1926, rep. 1966. 柳井健一「ナショナル・ロードにおける国籍概念の確立(一)」(1・2回)『法経論集』第七回(一九九五年)、第七回(一九九五年)。同「成立期イギリス国籍法における「帰化」制度とその歴史的考察」『法経論集』第八回(一九九七年)。
- (四) D. Statt, *Foreigners and Englishmen: The Controversy over Immigration and Population, 1660-1760*, London, 1995. Do., 'The Birthright of an Englishman: The Practice of Naturalization and Denzation of Immigrants under the Later Stuarts and Early Hanoverians', *Proceedings of Huguenot Society Great Britain and Ireland*, Vol. 25, No. 1 (1989).
- (五) W. Page (ed.), *Letters of Denziation and Acts of Naturalization for Aliens in England, 1509-1603*, Huguenot Society of London Quarto Series, Vol. 8 (1893) (以下「H. S. Q., Vol. 8」と表す。) これは一冊の巻に二種類の付録がある。W. A. Shaw (ed.), *Letters of Denziation and Acts of Naturalization for Aliens in England and Ireland, 1603-1700, 1701-1800*, H. S. Q., Vol. 18 (1911), H. S. Q., Vol. 27 (1923). W. & S. Minet, *A Supplement to Dr. W. A. Shaw's Letters of Denziation and Acts of Naturalization*, H. S. Q., Vol. 35 (1935). R. E. G. Kirk and E. F.

- Kirk, *Returns of Aliens: Dwelling in the City and Suburbs of London from the Reign of Henry VIII to that of James I*, 4 parts, H. S. Q., Vol. 10 (1990-8) I. Scouloudi, *Returns of Strangers in the Metropolis 1593, 1627, 1635, 1639*, H. S. Q., Vol. 57 (1985). T. E. Hartley (ed), *Proceedings in the Parliaments of Elizabeth I*, Vol. 3 (1593-1601), London, 1995. *The Statutes at Large*, Vol. 4-7, Cambridge, 1763.
- (6) A. Dummett and A. Nicoll, *op. cit.*, chs. 2-4.
 - (7) H. S. Q., Vol. 57, p2.
 - (8) J. M. Jones, *op. cit.*, pp. 51-7. 岩井氏の論文を参照した。
 - (9) H. S. Q., Vol. 57, pp. 1-3. Statt, *op. cit.*, pp. 62-3.
 - (10) 国籍立場による外國人登録に関する議論 H. S. Q., Vol. 57, pp. 3-8. H. S. Q., Vol. 18, pp. i-vii. *Calendar of Patent Rolls, Eliz. 1570-80*, pp. 277-9.
 - (11) A. Dummett and A. Nicoll, *op. cit.*, p. 29.
 - (12) H. S. Q., Vol. 18, pp. vi-viii.
 - (13) H. S. Q., Vol. 8, pp. i-vi.
 - (14) H. S. Q., Vol. 18, p. xxxiii. H. S. Q., Vol. 57, pp. 3-8.
 - (15) *Ibid.*, pp. 3-8.
 - (16) H. S. Q., Vol. 18, p. v.
 - (17) *Ibid.*, pp. xxxv-xii. H. S. Q., Vol. 57, pp. 3-8.
 - (18) C. Parry, *Nationality and Citizenship Laws of the Commonwealth and of the Republic of Ireland*, London, 1957, pp. 30-1.
 - (19) H. S. Q., Vol. 18, p. vii.
 - (20) H. S. Q., Vol. 8, *passim*.
 - (21) H. S. Q., Vol. 18, pp. vi-xii.

- (22) A. Pettigree, *Foreign Protestant Communities in Sixteenth-Century London*, Oxford, 1986, ch. 1.
- (23) 外国人研究の文献については、拙稿「近世ローハムの外国人——イヤリス財政における外国人の貢献——」『西洋史学』一八四号（一九九七年）を参照せよ。
- (24) *H. S. Q.*, Vol. 8, pp. 1-207.
- (25) Pettigree, *op. cit.*, p. 16. P. L. Hughes and J. F. Larkin (eds.), *Tudor Royal Proclamations*, Vol. 1, London, 1964, pp. 326-7. *H. S. Q.*, Vol. 8, p. xxv.
- (26) *Ibid.*, pp. 1-207.
- (27) *Ibid.*, 職業分類は *H. S. Q.*, Vol. 57, pp. 131-2 を参照せよ。
- (28) *Ibid.*, pp. 73-94. *H. S. Q.*, Vol. 10, part 1, pp. 383-479, part 2, pp. 1-485.
- (29) *H. S. Q.*, Vol. 57, p. 6.
- (30) *H. S. Q.*, Vol. 8, pp. 1-207.
- (31) *H. S. Q.*, Vol. 57, pp. 139-40, 146-221. 職業などの分析については同様。free denizen としていたが、*Ibid.* pp. 9-13° 一五九二年時点でのネーネルハムとミッド諸地域出身者、トランブル出身者、イタリート出身者、スコットランド出身者の人数は、それぞれ八八八人、五九四人、四一人、六人である。これらの数字は一五九三年の『外国人調査報告書』にある異なるデータからのものである。*Ibid.*, p. 85.
- (32) *Ibid.*, p. 180. *H. S. Q.*, Vol. 8, p. 105.
- (33) *H. S. Q.*, Vol. 57, p162. *H. S. Q.*, Vol. 10, part 3, p. 23.
- (34) *H. S. Q.*, Vol. 57, p5.
- (35) *H. S. Q.*, Vol. 18, pp. 1-356. 以上は、十七世紀の情報については、次の記載事項による。
- (36) Statt., op. cit., p. 74.